

参考資料Ⅰ 対内直接投資（外資）規制の論点

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス	EU
(1) 法律名	外国為替及び外国貿易法	エクソン・フロリオ法 (Section 721 of the Defense Production Act of 1950を修正する1988年包括通商・競争力法第5021条、50 USC APPENDIX Sec. 2170)	包括的な外資規制法は存在せず。業種別規制は以下のとおり。 航空輸送：1992年航空輸送業者免許規則 漁業：1995年商船法 安全保障：一部企業で黄金株による出資規制 (放送分野については、外資の買収による弊害を除去するために作られた、2003年通信法の「多様性審査」があるが、外資のみに適用されるものではないため本表からは除外)	対外経済法(Aussenwirtschaftsgesetz :AWG)及びその施行令(AWV)	通貨金融法典(Monetary and Financial Code)及び対外金融関係を規制する政令(Decree regulating financial relations with foreign countries)	EC法 (The Treaty Establishing the European Community)
(2) 規制の対象となる者	外国投資家(非居住者個人、外国法人、外資系企業(外国人の出資比率が50%以上の国内法人))	外国人(外国籍の人または外国の利益により支配が行使されているまたはされ得る機関。「支配」とは、過半数または支配力ある少数の株式の保有、契約、その他の手段で意思決定、指示等を行う直接または間接的な権限を指す)	航空輸送：EU非加盟国 漁業：外国人(少なくとも75%の所有権を英国国民及び/又は英国企業(少なくとも75%の株式を英国に在住する英国市民が所有する企業)が保有) 安全保障：外国国籍の個人又は団体	非居住者、非居住者の議決権の比率が累積25%以上の居住者企業	非居住者、非居住者の出資比率が33.3%以上の居住者企業	EU加盟国
(3) 規制対象取引	対内直接投資(外国投資家による、10%以上となる株式の取得、長期間の貸付など)	対内直接投資および対内間接投資(外国人による、または外国人とともに行われ、米国州際取引を行う人(法人)の外国による支配(control)を結果としてもたらし得る買収・合併・取得のうち、米国の国家安全保障に脅威を与えると判断される取引)	航空輸送：航空免許 漁業：EEA域内での漁業 安全保障：ロールスロイス社とBAEシステム社への出資	武器製造企業(含、政府機密情報暗号システム製造)の買収あるいは外資25%超の直接的、間接的な資本参加。	(統計目的)外国投資家による会社設立あるいはフランス企業の33.3%以上の株式を取得する取引で1.5百万ユーロ以上の投資案件 (規制目的)防衛、テロ、マネーロンダリング等に係わる4セクター11業種への外国投資家によるフランス企業の33.3%以上の株式取得	以下の対内直接投資 1. 資本提供者にのみ属する支店もしくは新たな企業の設立、及び既存の企業の完全な取得 2. 永続的な経済関係の確立もしくは維持という観点による、新規もしくは既存企業への資本参加 3. 永続的な経済関係の確立もしくは維持という観点による、長期融資 4. 永続的な経済関係の維持という観点による、利益の再投資 A-非居住者による加盟国領域への直接投資 B-居住者による外国への直接投資
(4) 規制対象業種・基準	国の安全、公の秩序にあたるもの航空機、武器、原子力産業、電気、ガス、水道、放送業等 OECD資本自由化コード上留保しているもの農林水産業、皮革及び皮革製品製造業、鉱業、石油業	国家安全保障(法的な定義なし)に脅威を与える取引 (通信、航空、海運等、他の業法による業種別規制あり)	航空輸送 漁業 (安全保障は2企業のみが対象で、業界全体を対象とした規制はない)	武器製造業(含、政府機密情報暗号システム製造)への外資25%超(累積)の出資を規制。対象の武器は戦争兵器コントロール法第1条第1項付表Bに明記されたもの。	4セクター：i) 防衛、ii) マネーロンダリング、iii) 有毒性化学物質製造(テロに利用可能)、iv) 機密情報(暗号技術) 11業種：i) 賭博、ii) 民間警備活動、iii) 有毒化学物質対処の研究、開発、製造、iv) 盗聴機器、v) ITセキュリティ評価、認証、vi) 防衛施設管理、vii) 軍事、民生両用(dual use)財、技術、viii) 暗号技術、ix) 国防機密、x) 武器、xi) 国防省との取引	公益性及び安全保障上の観点から問題があると思われる対内直接投資(原則自由だが、加盟国は規制をすることも可能)
(5) 規制方法	規制業種については、事前届出制、その他は事後報告制。規制業種のうち、国の安全等を脅かす恐れのある投資については、関税・外国為替等審議会で見聞き取り後、投資の内容の変更・中止を勧告、その後勧告を応諾しない場合は、命令できる。	企業による自主通報を受けてのエクソン・フロリオ条項に基づく米国外国投資委員会(CFIUS)における審査を経た大統領による禁止・停止命令。 (他の業種については免許制度)	航空輸送：運行免許 漁業：漁船の登録・免許 安全保障：黄金株	買収者は事前に経済労働省に事前届出の必要がある。審査期間1ヶ月以内に、国の安全を維持するのに必要な場合、政府は買収を禁止することができる。	経済財政産業省宛報告 買収者は事前に経済財政産業省宛届出の必要がある。経済財政産業省は審査期間2ヶ月以内に、審査し、許可を与える。2ヶ月以内に、経済財政産業省の決定がない場合は、自動的に許可が与えられる。	規定なし
(6) 所管府省(判断者)	財務省及び事業所管府省(勧告等を行う場合は関税・外国為替等審議会で見聞き取り後実施)	大統領の権限付託を受けたCFIUS。議長・事務局機関は財務省(他省庁はCFIUSに参加)	航空輸送：民間航空管理庁(CAA) 漁業：環境・食料・農村地域省 安全保障：貿易投資省(DTI、黄金株の保有官庁)	連邦経済労働省	経済財政産業省が全体を担当、武器については国防省、マネーロンダリングについては内務省が審査を担当する	欧州裁判所(欧州委員会又は加盟国が提訴)

出所) 各種資料およびインタビュー結果より三菱UFJリサーチ & コンサルティグ作成